



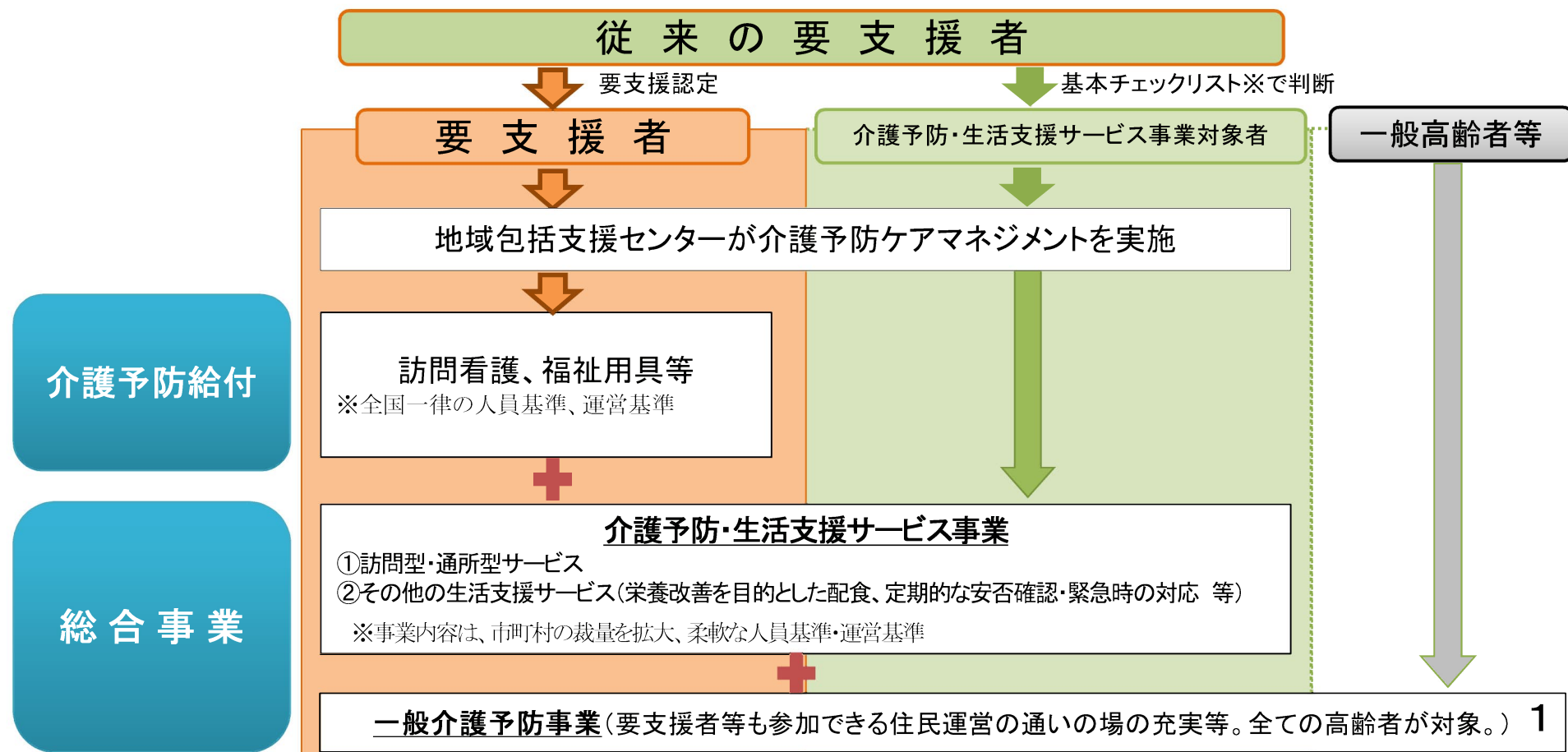
# 平成27年度 第2回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会資料【別紙】

宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課

# 介護予防・日常生活支援総合事業の概要 (国ガイドライン抜粋)

別紙 1-1

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



# 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

別紙 1-2

## 介護予防・日常生活支援総合事業

### 介護予防・生活支援サービス事業



ケアマネジメント

介護保険事業者

### 訪問介護

### 通所介護

- 【介護予防給付】
- ・ 訪問看護
  - ・ 訪問リハビリ
  - ・ 福祉用具貸与 など

### 地域包括支援センター

### 多様なサービス

訪問型サービス      通所型サービス

介護保険よりも基準を緩和した  
事業所が提供するサービス

ボランティアなど  
住民主体のサービス

短期集中予防サービス

### 一般介護予防事業



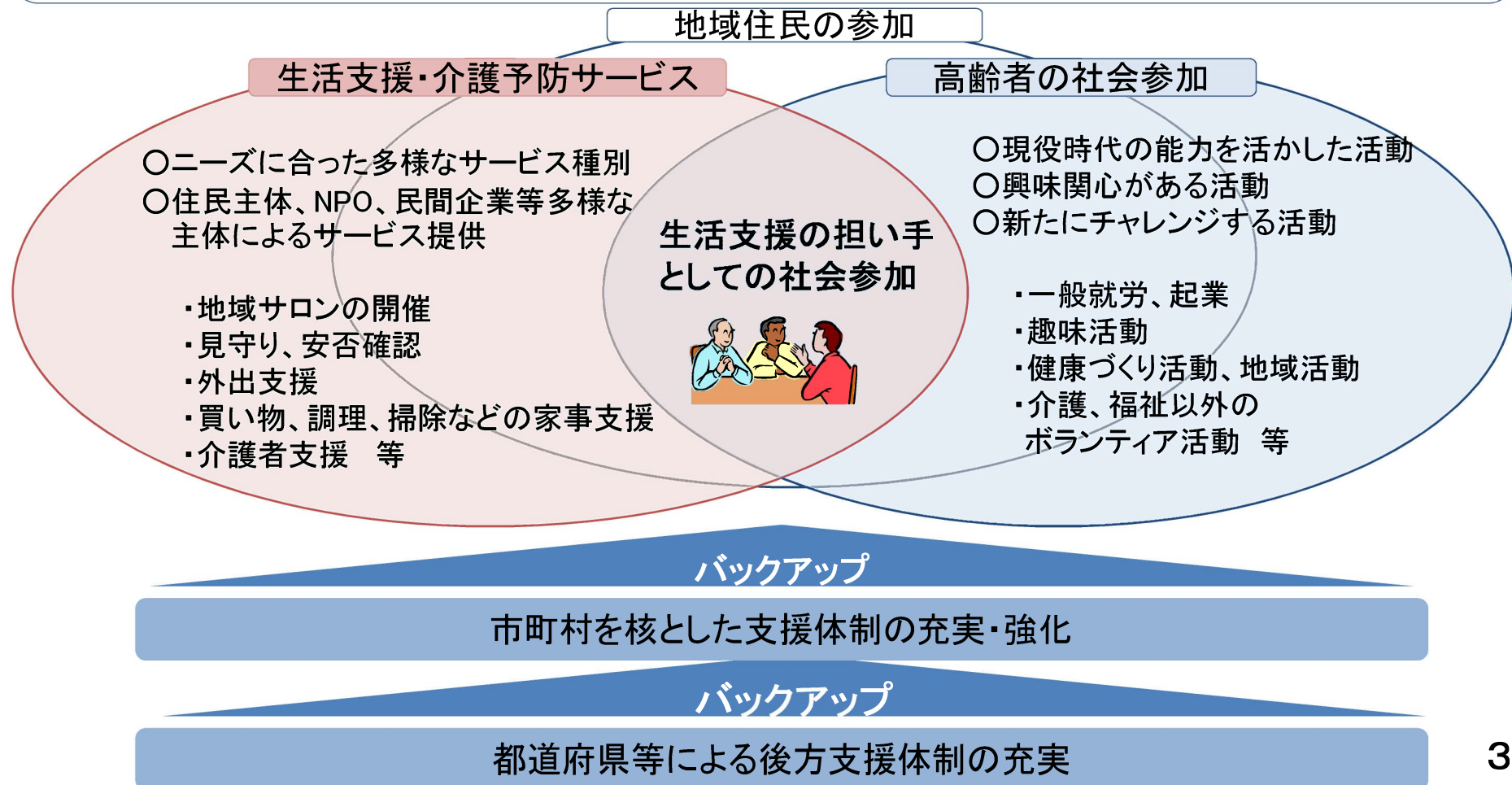
介護予防の普及啓発

地域での  
介護予防活動への支援

リハビリテーション専門職  
などによる介護予防活動  
への支援

など

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、**生活支援**の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**



# 本市の総合事業により期待される効果

## 地域での介護予防の推進

### 一般介護予防事業

【対象：全ての高齢者】

#### 介護予防普及啓発事業

- ・ 健康教室など、地域の身近な場所で実施する介護予防事業

#### 地域介護予防活動支援事業

- ・ 地域で自主的に介護予防に取り組むグループへの支援

地域の  
サロン活動

移行

趣味活動

介護予防  
自主活動

地域貢献  
活動

移行

ふれあい  
昼食会

住民主体による「介護予防活動の場」から「社会参加の場」への移行を支援

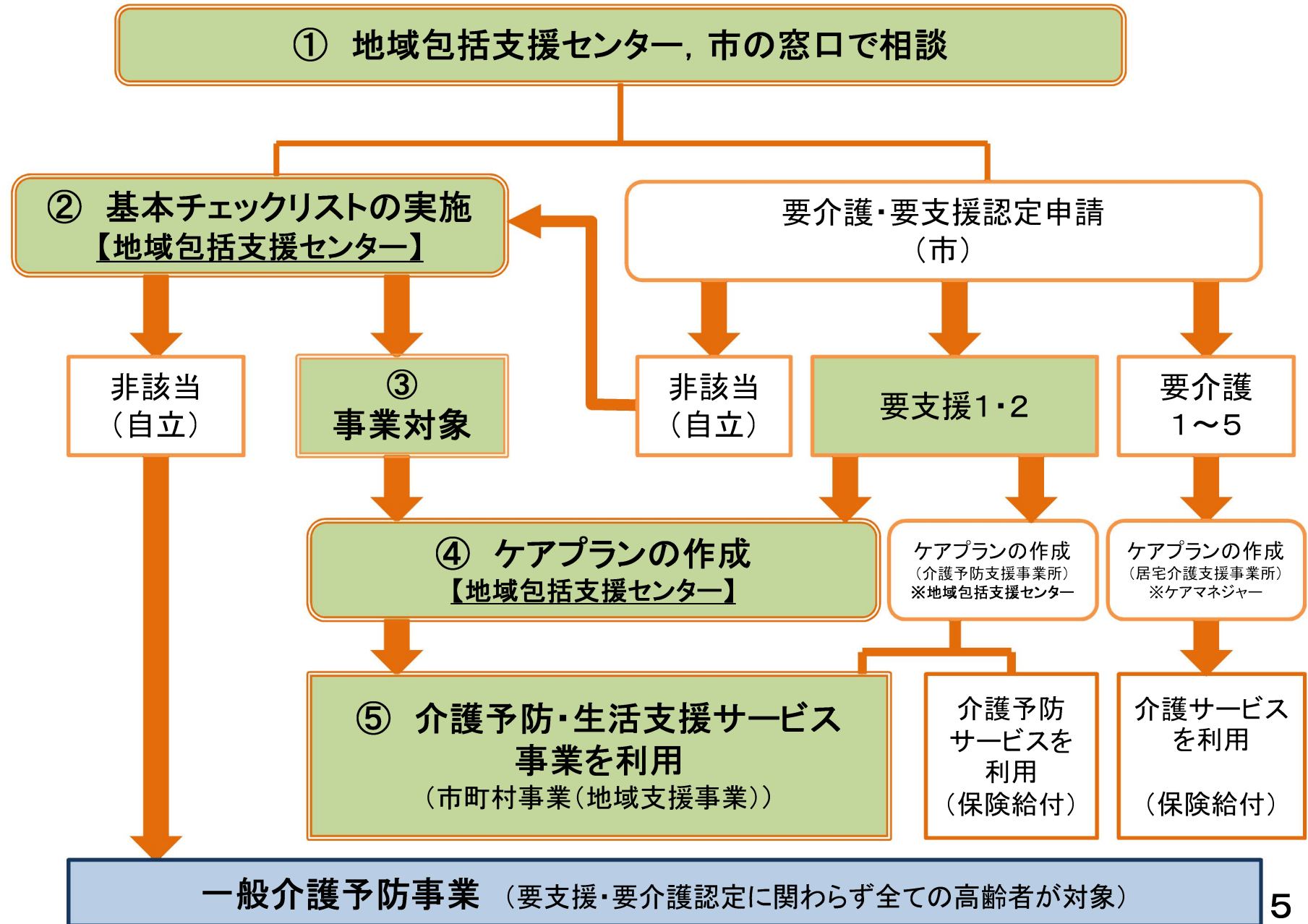
生活支援の担い手としての社会参加

### 介護予防・生活支援サービス事業

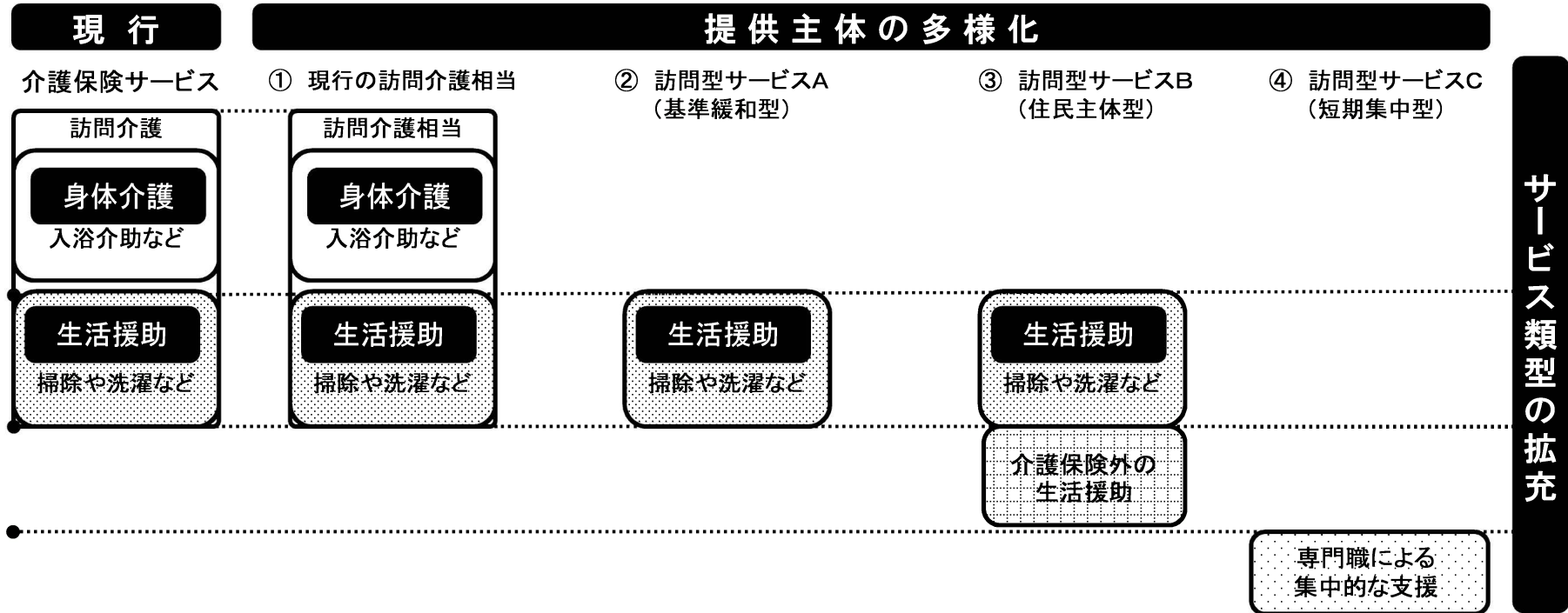
【対象：要支援認定者，事業対象者】

高齢者自身が必要なサービスや支援を選択・利用しながら、自ら健康の保持・増進に取り組むことができるよう必要なサービスを提供

# 本市における総合事業の利用までの流れ



## ○ 訪問型サービス



類型	① 現行サービス相当 (みなし指定)	② 訪問型サービスA (基準緩和型)	③ 訪問型サービスB (住民主体型)	④ 訪問型サービスC (短期集中型)
実施方法	指定	指定      委託	補助(助成)	市
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体介護</li> <li>日常生活に必要な生活援助 (掃除, 買い物, 料理, 洗濯など)</li> </ul>	日常生活に必要な生活援助 (掃除, 買い物, 料理, 洗濯など) ※ 身体介護は対象外, 訪問介護の人員基準等を緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に必要な生活援助 (掃除, 買い物, 料理, 洗濯など)</li> <li>介護保険外の生活援助 (ゴミ出し, 布団干し, 草取り, 衣替え, 電球の交換など)</li> <li>※ 身体介護は対象外</li> </ul>	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等プログラム
提供主体	介護保険の指定事業所	民間事業者 (シルバー人材センターなど)	地域団体 (老人クラブなど)	市

## ○ 通所型サービス

### 現行 提供主体の多様化

介護保険サービス

① 現行の通所介護相当

② 通所型サービスA  
(基準緩和型)

③ 通所型サービスB  
(住民主体型)

④ 通所型サービスC  
(短期集中型)

**通所介護**  
 ・ 食事、入浴などの日常生活上の支援  
 ・ 生活機能向上のための機能訓練 など

**通所介護相当**  
 ・ 食事、入浴などの日常生活上の支援  
 ・ 生活機能向上のための機能訓練 など

・ 生活機能向上のための運動やレクリエーション等  
 ・ ミニデイサービスレクリエーション等

体操・運動等の活動など、自主的な通いの場

専門職による集中的な支援

サービス類型の拡充

類型	① 現行サービス相当 (みなし指定)	② 通所型サービスA (基準緩和型)	③ 通所型サービスB (住民主体型)	④ 通所型サービスC (短期集中型)
実施方法	指定	指定	委託	補助(助成)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護と同様のサービス</li> <li>生活機能向上のための機能訓練</li> </ul>	生活機能向上のための運動やレクリエーション等 ミニデイサービス、レクリエーション等	体操・運動等の活動など自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
提供主体	介護保険の指定事業所	民間事業者 (類似のサービスを提供している民間事業者の参入を想定)	地域団体 (老人クラブ、ボランティア団体など)	民間事業者 (運動の機会を提供している民間事業者など)



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割(国ガイドライン抜粋)

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

**(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

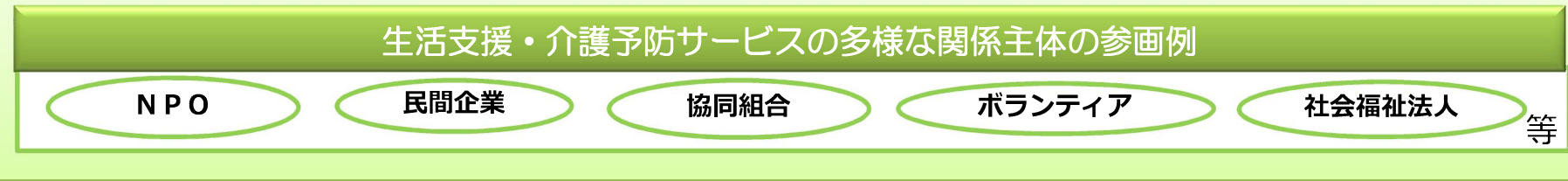
(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に不足するサービスの創出</li> <li>○ サービスの担い手の養成</li> <li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間の情報共有</li> <li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど</li> </ul>

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
  - ② 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



**(2) 協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進



※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要